

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】

2

◇ 公 告

- 道路の変更【都市戦略局指導部建築審査課】

3

◇ 上下水道局

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】

4

◇ 訂 正

- 第 6 0 8 3 号の訂正【教育委員会事務局教職員部教職員課】

7

北九州市告示第 3 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 7 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

光田町内自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	橋本和明	北九州市小倉南区横代南町二丁目 1 0 番 7 号
変更後	久保田清則	北九州市小倉南区横代南町二丁目 2 番 2 号

3 変更年月日

令和 8 年 5 月 1 日

北九州市公告第 5 5 2 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路を変更したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）第 1 6 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定年月日及び指定番号

令和 8 年 5 月 2 1 日 第 7 5 5 6 0 1 号

2 道路の位置、延長及び幅員

	道路の位置	道路の延長（m）	道路の幅員（m）
変更前	北九州市小倉南区湯川新町一丁目 3 9 2 番 1 9、3 9 2 番 2 0 及び 3 9 2 番 2 1	2 2. 7 1	5. 0 0
変更後	北九州市小倉南区湯川新町一丁目 3 9 2 番 1 及び 3 9 2 番 2 1	2 3. 3 3	5. 0 0

北九州市上下水道局公告第 9 2 号

一般競争入札により、借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年北九州市水道局管理規程第 2 5 号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 北九州市上下水道局公用自動車借入れ及び保守業務契約（R 8 - 1） 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 9 年 2 月 1 1 日から令和 1 6 年 2 月 1 0 日まで
- (4) 履行場所 北九州市上下水道局が指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 2 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 8 年

8月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

（１） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町１番１号

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課

イ 期間 この公告の日から令和８年９月１日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（３） 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

（４） 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和８年８月５日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課に提出しなければならない。

（５） 電送及び郵送による入札は、認めない。

（６） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町１番１号

小倉北区役所庁舎西棟地下２階第一入札室

イ 日時 令和８年９月２日午前１０時

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の１００分の５以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の１００分の５以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項第１号又は第３号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（３） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3141

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和 8 年	第 6 0 8 3 号	4 2	上から 3 行目	令和 8 年 6 月 3 日	令和 8 年 6 月 4 日
			上から 6 行目	北九州市教育委 員会規則第 1 0 号	北九州市教育委 員会規則第 6 号